

■ゾーニング実証事業の目的

長崎県周辺海域における洋上風力発電の導入のあり方について、地域や関係機関の皆様と一緒に考え、長崎県の意思表示を行うことにより、環境配慮・地域共生型の洋上風力発電の導入を促進する。

→ **関連産業の市場を拡大し、県内企業の振興に資する。**

■ゾーニング実証事業の内容

- 発電事業者により事業計画が立案される前の段階で、地方自治体主導により、関係者の協議のもと、再生可能エネルギー導入を促進しうるエリア、環境保全を優先するエリア等を設定する「ゾーニング」を平成28年度～令和2年度にかけて実施（環境省補助事業）。

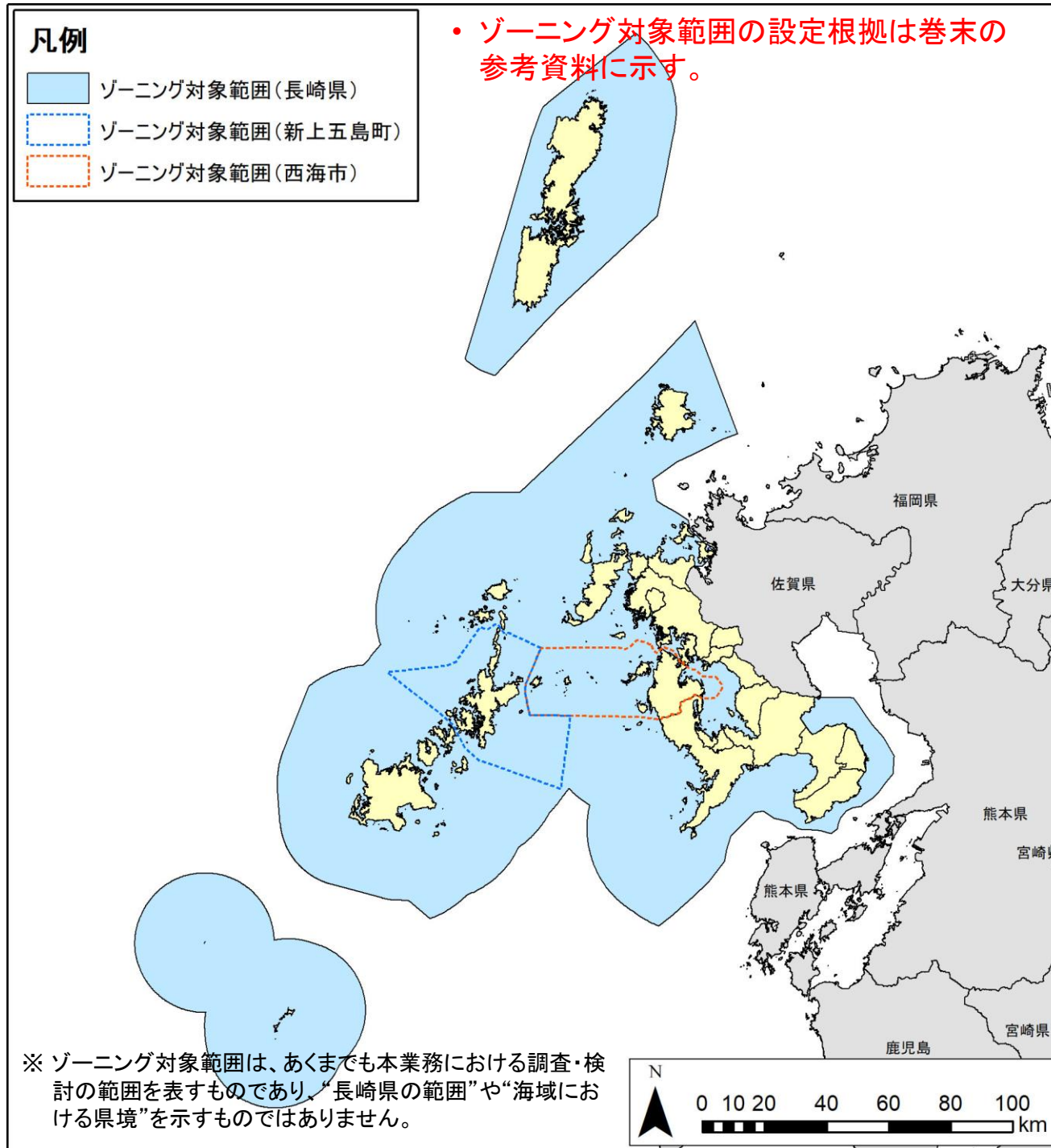


- 事業実施時の周辺環境や海域利用等への留意事項を事前に把握し、影響を回避・低減
- 事業計画立案に活用
- 環境影響評価手続きの迅速化
- 地域との共存・共栄



再エネ海域利用法による
促進区域の候補選定に
ゾーニング結果を活用

■ゾーニング対象範囲とエリア設定



【令和元年度】

1次スクリーニング(文献調査)により、「保全エリア」及び「検討エリア」を区分し、検討エリア内より「適地エリア」を抽出する。

【令和2年度】

2次スクリーニング(現地調査、ヒアリング等)により、適地エリア内より「候補エリア」及び「導入可能性エリア」を抽出・選定する。

保全エリア

自然公園、港湾・漁港区域、港則法航路、自衛隊使用水域等

検討エリア

適地エリア

候補エリア

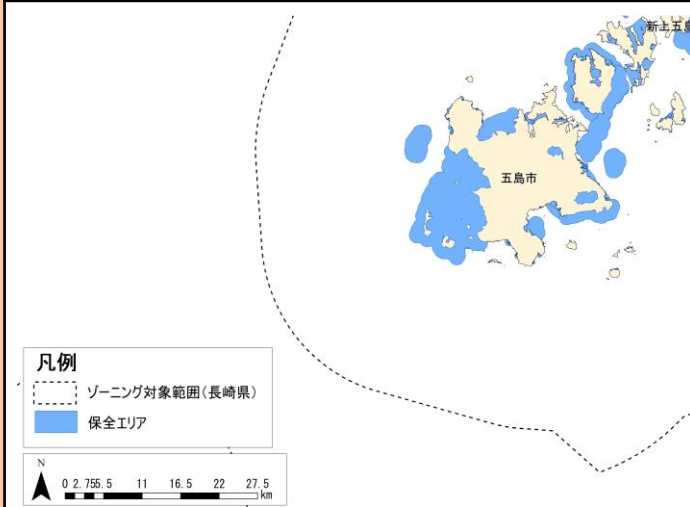
導入可能性エリア

■エリア設定の流れ

① 情報収集・整理（文献調査）

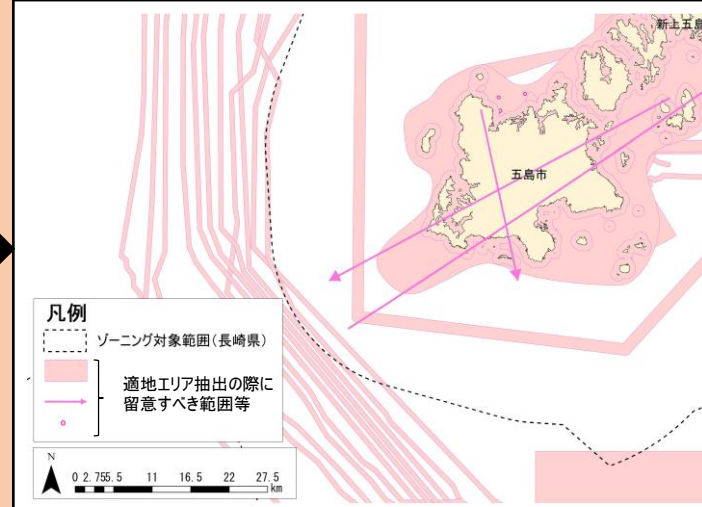
既存資料を用いエリア設定に用いる情報を収集、整理

② 「保全エリア」、「検討エリア」の設定



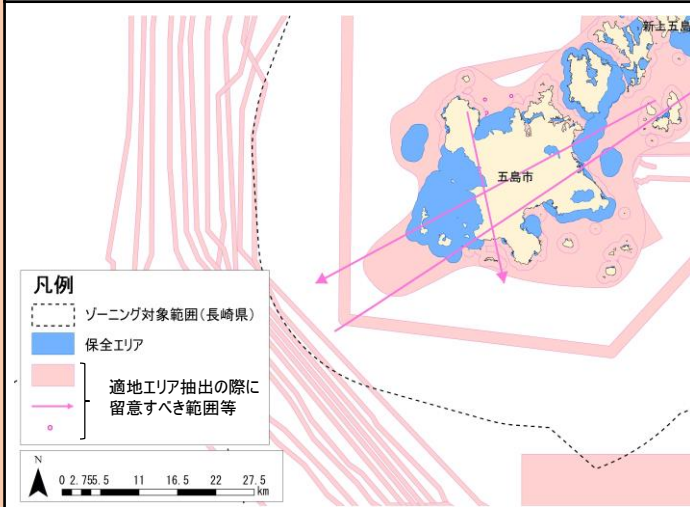
保全が優先されるエリアを抽出のうえ「保全エリア」とし、ゾーニング対象範囲から「保全エリア」を除いた部分を「検討エリア」とする。

③ 適地エリア抽出の際に留意すべき事項の把握



自然環境や海域の先行利用などの社会的状況について留意すべき事項とその場所を把握する。

④ 「適地エリア」の設定



「検討エリア」内において、“留意すべき事項”に配慮した上で事業性を考慮し、さらに地元の意向を尊重して抽出する。

【2次スクリーニング】

⑤ 「候補エリア」の設定

「適地エリア」内において、現地調査や関係者へのヒアリング等により把握できた詳細情報（現地の実情）を考慮し抽出する。

⑥ 「導入可能性エリア」の選定

「候補エリア」内において、地域の生活や経済活動と風力発電事業の共存・共栄による地域の活性化が期待できるエリアを選定する。

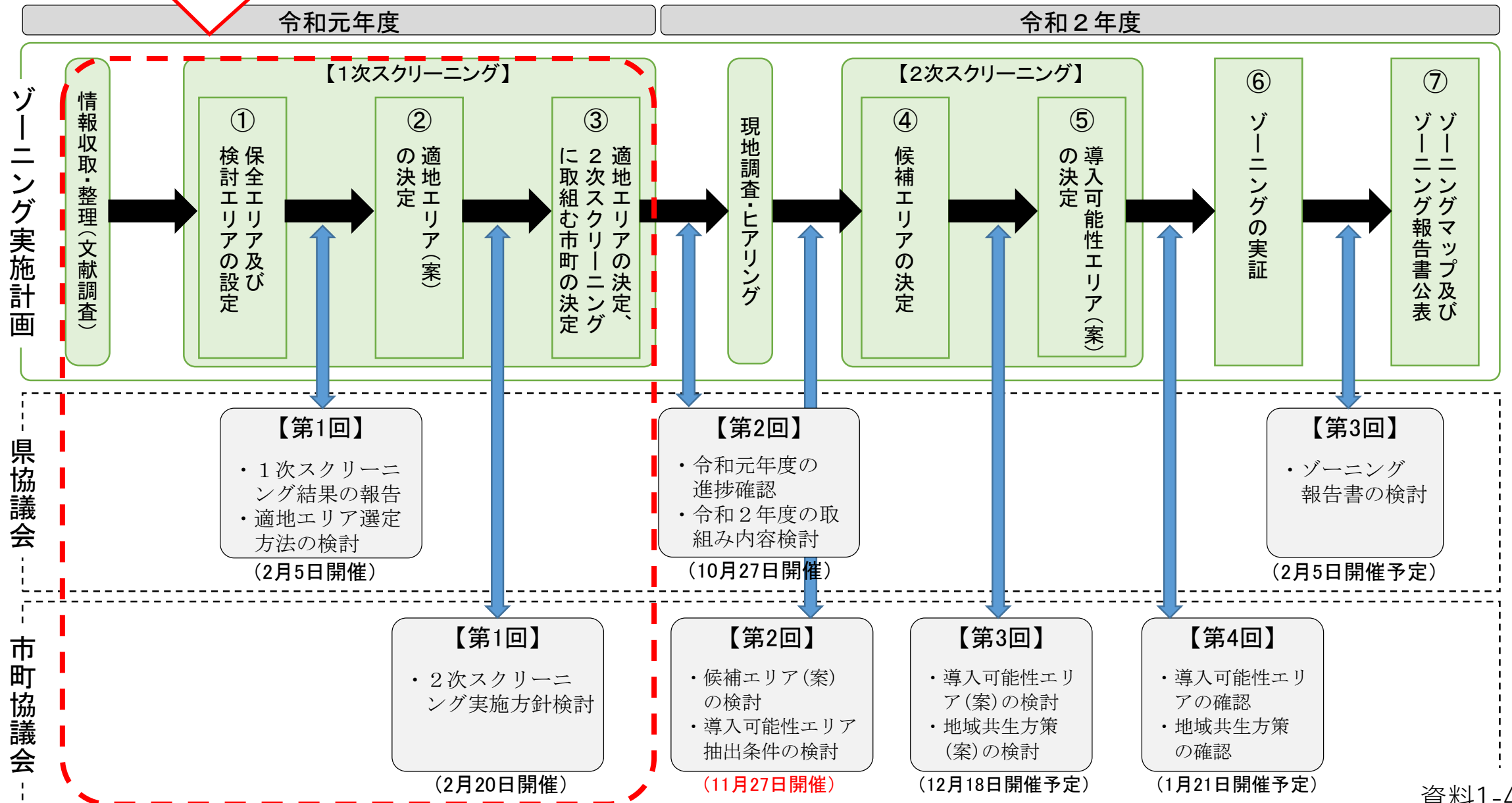
「2次スクリーニング」

※ ゾーニング対象範囲は、あくまでも本業務における調査・検討の範囲を表すものであり、“長崎県の範囲”や“海域における県境”を示すものではありません。

■昨年度（令和元年度）進捗状況と今年度の流れ

昨年度1次スクリーニングを行い、2次スクリーニングを行う市町（壱岐市、対馬市）を決定

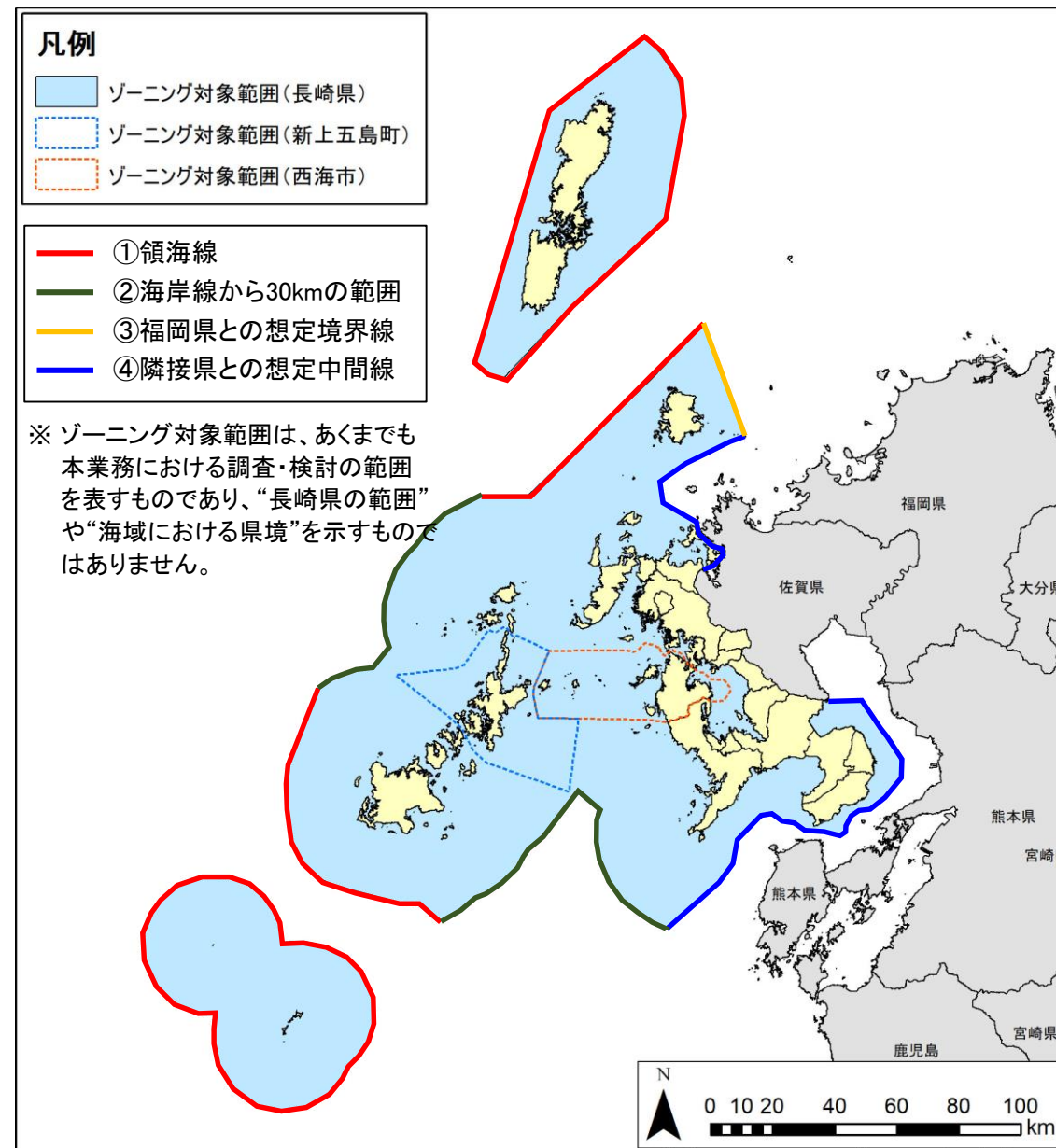
今年度は、3回の市町協議会を通じて「導入可能性エリア」の設定を行った上で、ゾーニングマップ及び報告書を作成・公表する。



参考資料

■ゾーニング対象範囲の設定について

- ①対馬西水道及び同東水道については領海線まで（領海法に基づく特定海域につき3海里まで）
- ②九州北岸及び西岸は長崎県の海岸線から30kmの領海内の範囲まで（領海法による直線基線の適用海域につき30km沖合でも領海内に含まれる）
- ③本ゾーニングで想定した福岡県との境界線まで
- ④その他隣接県との想定中間線まで

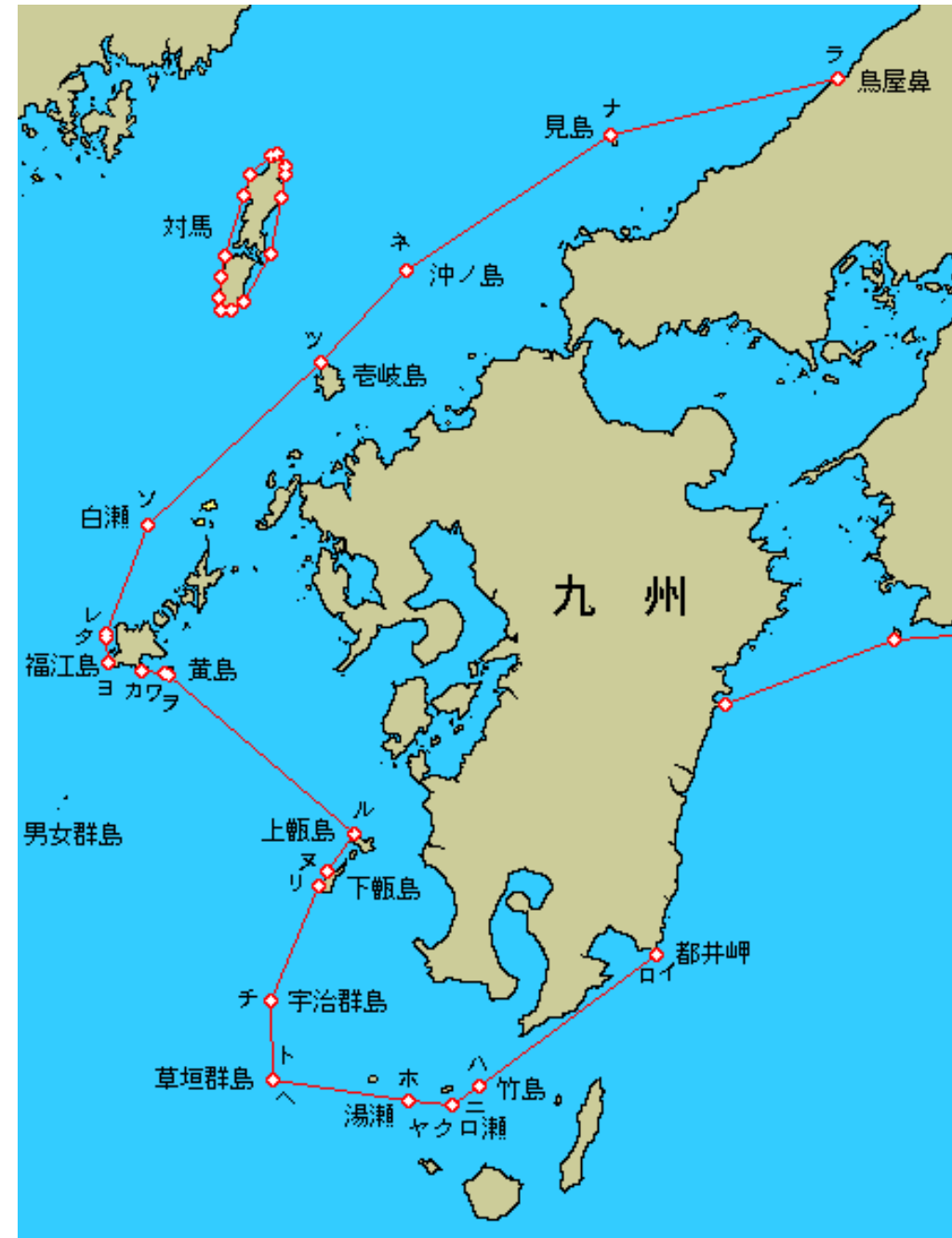


■ゾーニング対象範囲の設定について

【留意事項：領海の範囲】

対馬東水道及び同西水道は、我が国の「領海法」にもとづく「特定海域」であって、いわゆる「国際海峡」であり、領海幅を通常の12海里ではなく3海里にとどめている海域である。したがって、その領海の外側海域は、多くの国の商船及び艦艇が頻繁に行きかう海域であるため、洋上風力発電のゾーニングの対象範囲としては不適であるので、領海内のみにとどめることとした。

また、この海域は、同じく「領海法」にもとづく「直線基線」の適用海域であって、通常基線による12海里の領海の幅よりも、かなり広い領海幅を有する海域である（右図）。したがって、五島列島の北西部や五島灘においては、水深約200m線を考慮した距岸距離30kmまでも領海内に含まれるので、その範囲までを対象海域とした。



【出典】海上保安庁HP

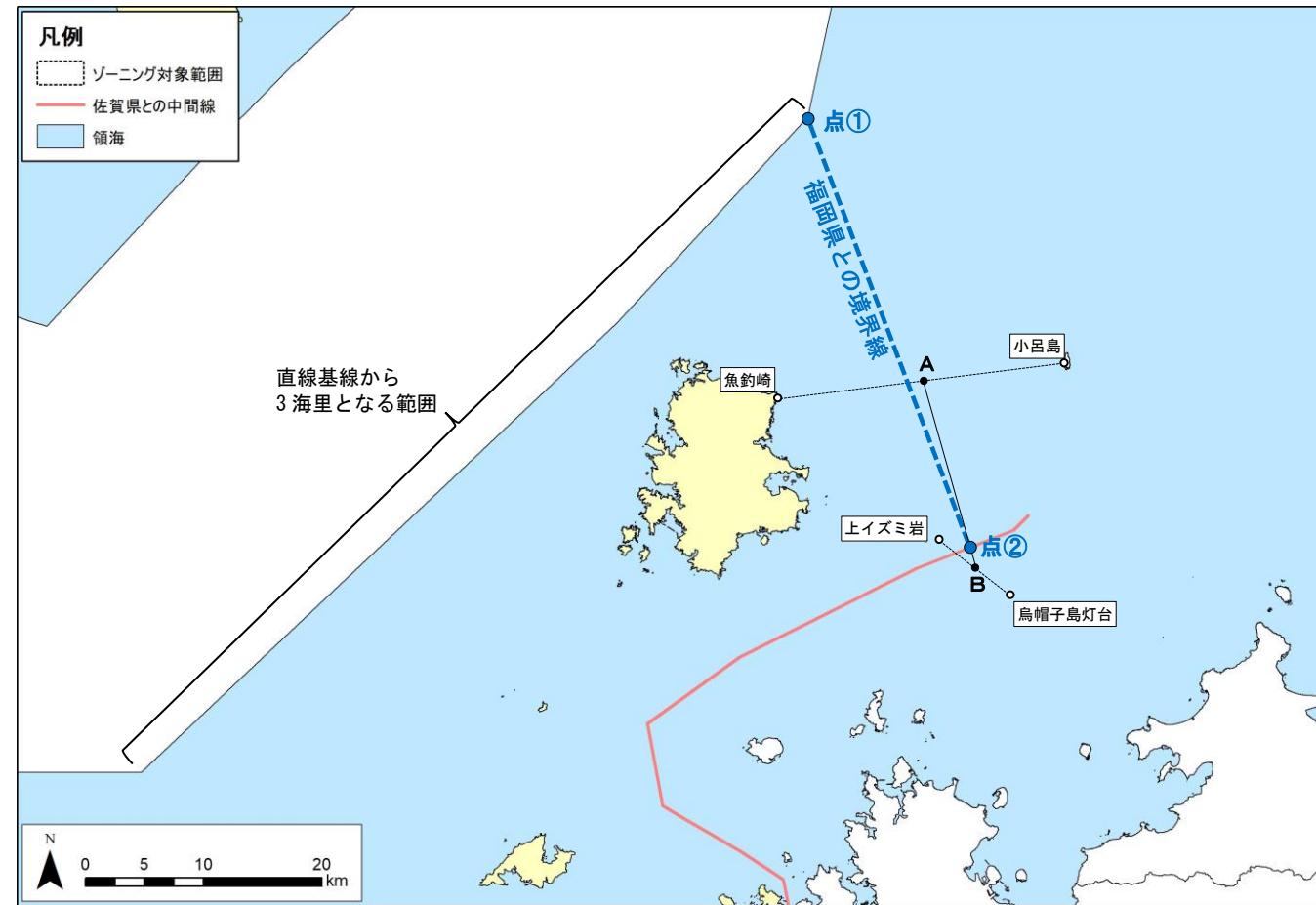
日本の領海基線のうち直線基線が採用されている海域

■ゾーニング対象範囲の設定について

【留意事項：本ゾーニングで想定した福岡県との境界線】

壱岐東方の福岡県との境界は、以下の点を結んだ線を想定した（右図）。

- ① 壱岐北西沖を北東から南西方向に縦断する領海の外周線のうち直線基線から3海里となる線の範囲の東端の点。
- ② 壱岐南部海域の佐賀県との想定中間線と以下の(A)と(B)を結んだ線の交点。
 - A：長崎県壱岐郡上イヅミ岩と福岡県糸島郡烏帽子島灯台を結ぶ線の中間点
 - B：長崎県壱岐郡魚釣崎と福岡市小呂島頂上を結ぶ線の中間点



福岡県との境界線の設定方法

【留意事項：隣接県との想定中間線】

壱岐南部海域は佐賀県との想定中間線、そして、有明海や五島灘内の海域についても同様に、佐賀県、福岡県、熊本県との間の想定中間線までとした。